子 発 0427 第 7 号 平成 30 年 4 月 27 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」の一部改正について

社会福祉士・介護福祉士及び精神保健福祉士である者が保育士試験を受験する場合の、保育士試験科目の一部免除規定については、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成30年1月15日付け子発0115第7号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「局長通知」という。)により示しているところであるが、今般、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第64号。以下「改正省令」という。)及び「児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」(平成30年厚生労働省告示第216号。以下「改正告示」という。)が平成30年4月27日付けで別添のとおり公布・告示され、改正省令については2020(平成32)年4月1日より施行され、また、改正告示については平成31年4月1日より適用されることに伴い、通知の一部を別添のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、改正内容について御了知の上、その運用に遺漏なきよう期する とともに、管内市町村(特別区含む)、関係機関及び関係団体に対する周知を図られ たい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

○ 「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成30年1月15日付け子発0115第7号 厚生労働省子ども家庭局長通知) 新旧対照表(下線部:変更箇所)

改正後

(略)

## 2. 改正の概要

1. 改正の趣旨

- (1) 社会福祉士等に対する保育士試験科目の一部免除措置等
  - ア 都道府県知事は、社会福祉士等が保育士試験を受験する場合、筆記試験科目のうち「社会的養護」、「子ども家庭福祉」 及び「社会福祉」の3科目について、受験を免除することができること。この場合において、試験科目の受験免除を受けようとする者は、社会福祉士等であることを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を都道府県知事に申請しなければならないこと。
  - イ 都道府県知事は、社会福祉士等が保育士試験を受験する場合、当該社会福祉士等が指定保育士養成施設において、筆記試験科目のうち「社会的養護」、「子ども家庭福祉」及び「社会福祉」以外の科目に相当する教科目を修得している場合には、当該科目の受験を免除することができること。この場合において、試験科目の受験免除を受けようとする者は、社会福祉士等であることを証する書類及び当該科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を都道府県知事に申請しなければならないこと。

ウ (略)

## (2) (略)

- ① 必修科目のうち、<u>子ども家庭福祉(講義)</u>、社会福祉(講義)、<u>子ども家庭支援論(講義)、社会的養護Ⅰ(講義)</u>及び社会的養護Ⅱ(演習)
- ②  $\sim$ ③ (略)

改正前

- 1. 改正の趣旨 (略)
- 2. 改正の概要
- (1) 社会福祉士等に対する保育士試験科目の一部免除措置等
  - ア 都道府県知事は、社会福祉士等が保育士試験を受験する場合、筆記試験科目のうち「社会的養護」、「<u>児童家庭福祉</u>」及び「社会福祉」の3科目について、受験を免除することができること。この場合において、試験科目の受験免除を受けようとする者は、社会福祉士等であることを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を都道府県知事に申請しなければならないこと。
  - イ 都道府県知事は、社会福祉士等が保育士試験を受験する場合、当該社会福祉士等が指定保育士養成施設において、筆記試験科目のうち「社会的養護」、「児童家庭福祉」及び「社会福祉」以外の科目に相当する教科目を修得している場合には、当該科目の受験を免除することができること。この場合において、試験科目の受験免除を受けようとする者は、社会福祉士等であることを証する書類及び当該科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を都道府県知事に申請しなければならないこと。

ウ (略)

## (2) (略)

- ① 必修科目のうち、<u>児童家庭福祉(講義)</u>、社会福祉(講義)、 相談援助(講義)、社会的養護(講義)、家庭支援論(講義) 及び社会的養護内容(演習)
- ② ~③ (略)

3. 施行日及び公布日 (略)	3. 施行日及び公布日 (略)